

新たな地域福祉計画 骨子案

平成23年8月

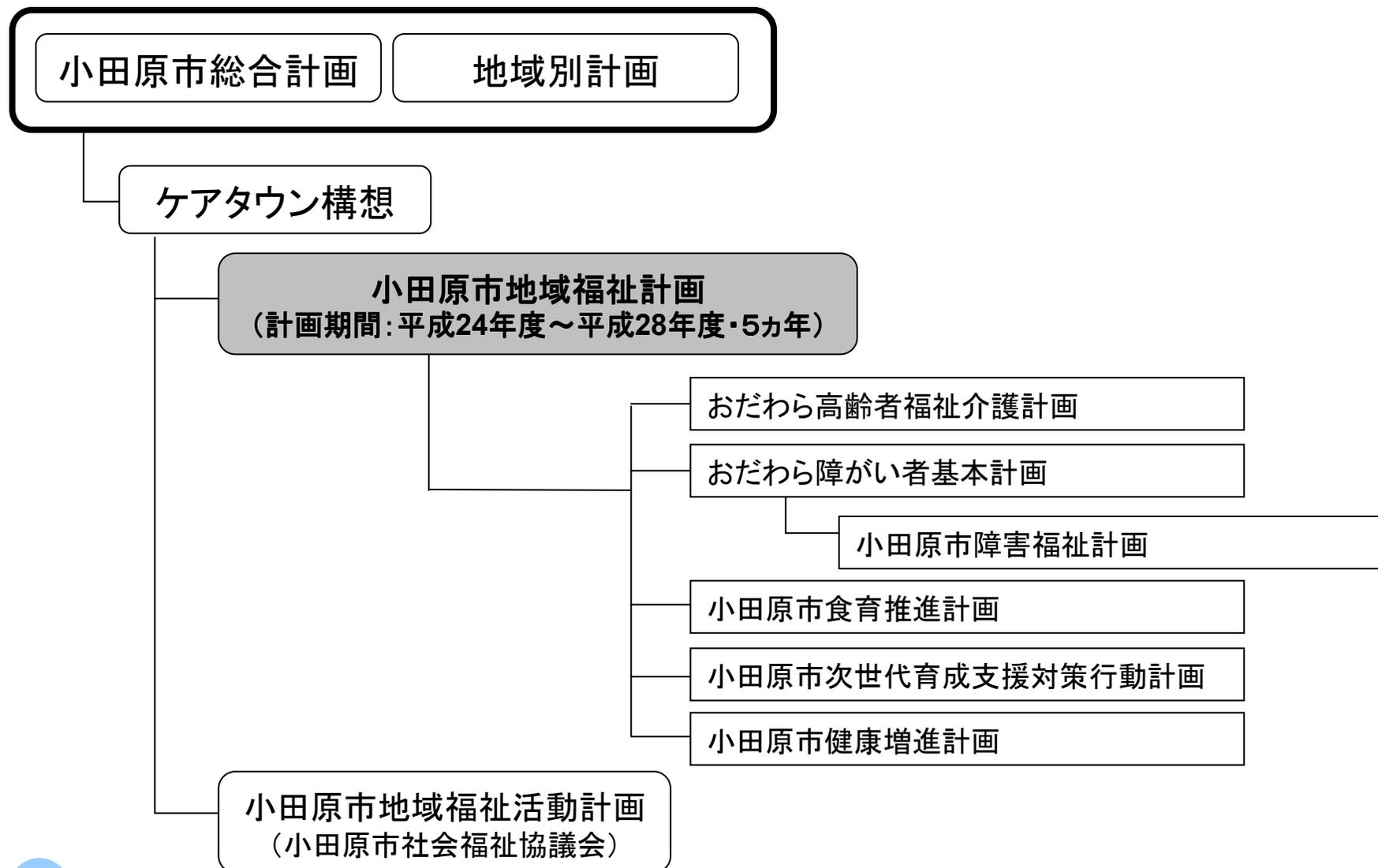
1. 新しい地域福祉計画策定の趣旨

- ◆ 平成19年度(2007年度)にスタートした現行の地域福祉計画は、平成23年度(2011年度)をもって期間満了となります。
- ◆ この間、社会経済環境や市民の生活は変化し、少子高齢化や核家族化が進むことで、地域福祉のあり方に大きな課題が生まれてきました。
- ◆ とりわけ、東日本大震災をきっかけに、地域住民同士の支えあい・助けあいの大切さが認識され、日頃からのコミュニティづくりが重要です。
- ◆ 平成23年度(2010年度)から総合計画「おだわらTRYプラン」がスタートするとともに、ケアタウン構想のモデル事業が進行するなか、これらの内容を盛り込んだ新たな地域福祉計画を策定する必要があります。

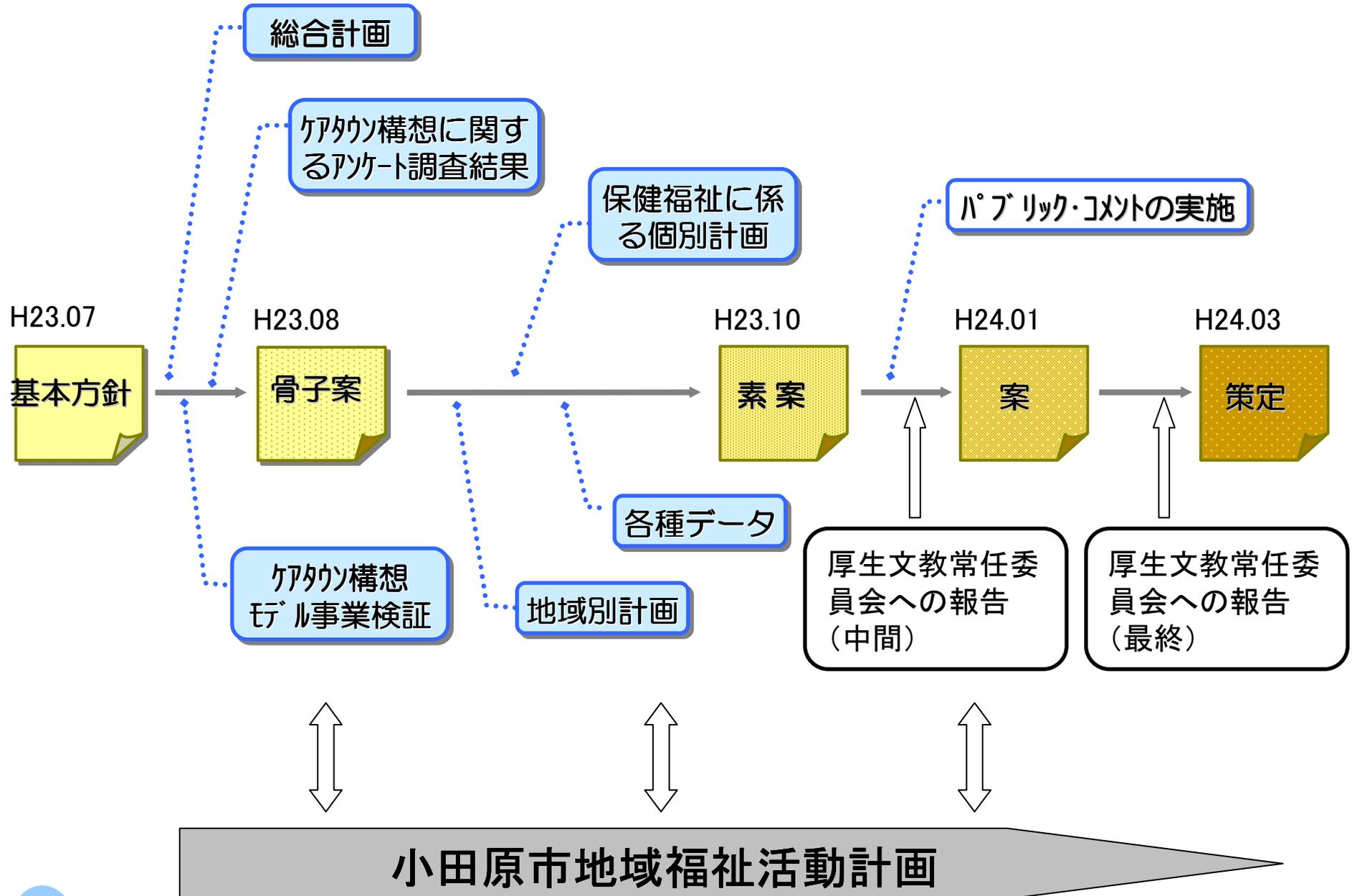
そこで、自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、さらには民間福祉事業者など地域福祉を支える多様な主体が連携し、高齢者、障がい者、子育て家庭など支援を必要としている方々を支える仕組みとしての「ケアタウン構想」を具現化し、すべての市民が安心して暮らせるまちを目指すため、平成24年度(2012年度)からスタートする新たな地域福祉計画を策定します。

2. 他計画との関係

福祉、医療、保健に対する市民ニーズが多様化するなか、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して充実した生活を送ることができるよう、本市の特性や課題などを踏まえ、目指す姿とそれを実現するための手法を体系的にとりまとめたものが地域福祉計画です。



3.地域福祉計画に反映される主な計画及び手続き



4-1. 計画策定の前提条件

地域福祉計画の必要性

- ◇ 家庭や地域の相互扶助機能の弱体化
- ◇ 地域住民相互の社会的なつながりの希薄化
- ◇ 少子高齢化
- ◇ 産業の空洞化
- ◇ 経済不況の深刻化

- ◇ 福祉施策の充実の気運の高まり
- ◇ ボランティアやNPO法人などの活発化
- ◇ 新たなコミュニティの形成の動き
- ◇ 震災による家族の絆・地域の絆の重要性の認識



- ◇ 高齢者や障がい者などの生活上の支援を要する人々への影響
- ◇ 生活不安やストレスによる自殺、DV、ひきこもりなどの社会問題



- ◇ とともに生きるまちづくりの精神
- ◇ 地域に根ざした支えあい・助けあい
- ◇ 個性に応じた安心で充実した生活



地域社会を基盤とした福祉の推進に努める必要がある

4-2. 計画策定の前提条件

社会福祉法第107条の規定により地域福祉計画に盛り込むこととされた事項

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項(サービスの利用促進)
- ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項(サービス基盤整備)
- ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項(地域福祉活動への住民参加の促進)

現行の地域福祉計画の視点

- 1 地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を再構築(地域のことは地域で考え、解決する)

福祉教育、担い手育成、活動拠点の確保など

- 2 誰もが個人として尊重され、自分らしく地域で暮らすことのできる社会の実現

福祉サービスの利用促進、地域の居場所づくり、社会参加の促進など

- 3 地域の人々の関わりだけでなく、身の回りのすべてにやさしさと思いやりの心の醸成と具現化

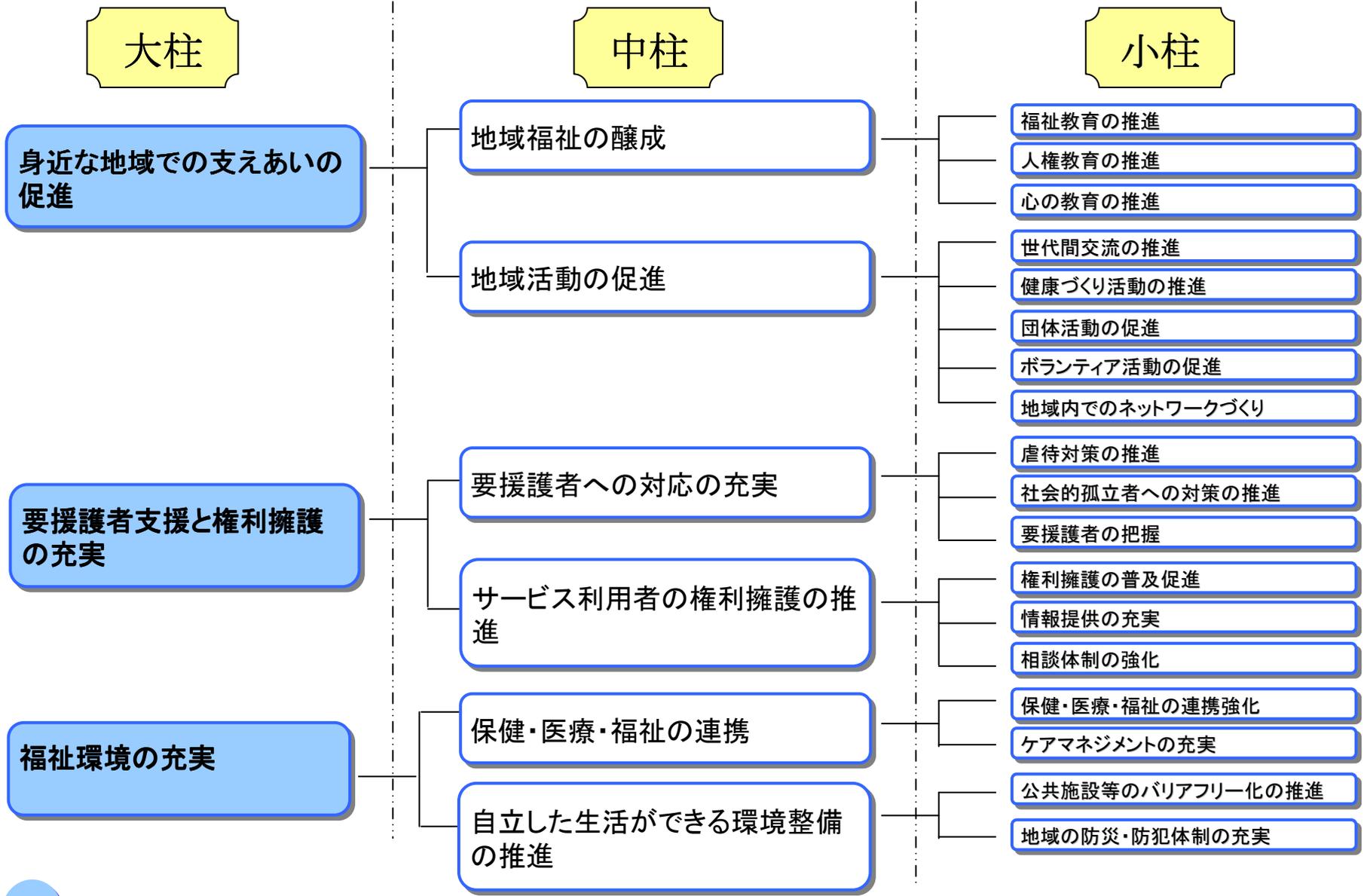
バリアフリー化の推進、防災・交通安全対策、災害時要援護者への支援策など

新たな地域福祉計画に向けての改善点

- 1 地域包括支援センターに関する積極的な記述
- 2 元気な高齢者に関する施策を追加
- 3 高齢者虐待などの深刻な課題への対応を追加
- 4 家族介護者に対する施策を追加
- 5 健康や医療に関する記述を追加
- 6 高齢者を狙った詐欺事件の多発を踏まえ、消費生活に関する施策を追加
- 7 窓口対応型の相談業務に、訪問型の相談業務を追加
- 8 ケアタウンの重要な要素である地域内での居場所づくりを追加
- 9 福祉関係者のネットワークの構築を記述
- 10 災害時要援護者への対応を記述

5. 新たな地域福祉計画の体系（案）

基本目標 「(仮)生涯を通じ安心していきいきと暮らせるケアタウンおだわら」



6. 想定される取り組み内容

① 身近な地域での支えあいの促進

地域住民の参加と各種団体の協働により子どもからお年寄りまで、身近な地域で支えあい、助けあいながら笑顔で暮らしているまちを創ります。

施策1

地域福祉の醸成

- 福祉教育の推進……ノーマライゼーション理念の普及啓発など
- 人権教育の推進……人権講座の開催など
- 心の教育の推進……自殺予防、成人教育など

施策2

地域活動の促進

- 世代間交流の推進……イベントやサロンの開催など
- 健康づくり活動の推進……体操教室、食育、介護予防など
- 団体活動の促進……老人クラブや障がい者団体の活動支援など
- ボランティア活動の促進……ボランティアの養成など
- 地域内でのネットワークづくり……各種団体による連絡協議会など

6. 想定される取り組み内容

② 要援護者支援と権利擁護の充実

支援を必要としている人が守られ、一人ひとりの個性と権利が尊重されるまちを創ります。

施策1

要援護者への対応の充実

- 虐待対策の推進……関係機関との連絡会議や相談体制の整備など
- 社会的孤立者への対策の推進……定期的な訪問相談の実施など
- 要援護者の把握……要援護者の情報収集とニーズ把握など

施策2

サービス利用者の権利擁護の推進

- 権利擁護事業の普及促進……成年後見制度の普及や利用促進など
- 情報提供の充実……各種情報誌の発行など
- 相談体制の強化……専門スタッフの配置や関係機関との連携など

6. 想定される取り組み内容

③ 福祉環境の充実

地域の福祉環境を総合的に支え、安全に安心して暮らせるまちを創ります。

施策1

保健・医療・福祉の連携

- 保健・医療・福祉の連携強化・・・関係機関との連絡調整会議など
- ケアマネジメントの充実・・・地域包括支援センターとの連携強化など

施策2

自立した生活ができる環境の推進

- 公共施設等のバリアフリー化の推進・・・意識啓発やマニュアル整備など
- 地域の防災・防犯体制の充実・・・救急救命講習会や消費生活相談など